

開催年月日 平成30年12月6日(木)

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 保健福祉部長 佐藤 敏

障がい者支援担当局長 植村 豊

精神保健担当課長 畑島 久雄

障がい者保健福祉課医療参事 三浦 寛高

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>三 ギャンブル等依存症の深刻さと対策について</p> <p>知事は今定例会の本会議で、ギャンブル等依存症対策によって、「依存問題を抱える方々の発生の抑止や早期の回復が図られるものとする」との旨の答弁をされて、驚きに耐えないところです。すでに深刻なギャンブル被害が起きているということを全く理解されていないのかと思いますし、重大な誤りだと問題視する立場から、以下、深刻さと対策について伺います。</p> <p>(一) ギャンブル等依存症の病理等について</p> <p>ギャンブル等依存症というのはアメリカ精神医学会のDSM-5で、「物質関連障害および嗜癖性障害に分類されております。薬物、アルコールと同じカテゴリーに入るわけです。前道立精神保健センター所長の田辺等医師によりますと、「臨床経過がアルコール・薬物依存症と同様」であり、「脳の報酬系で、アルコール・薬物の依存症と同様の知見がある」というようにおっしゃられておまして「渴望・否認・再燃で進行性に悪化する」とこのように指摘をされております。</p> <p>そこで改めて伺うわけですが、道は、ギャンブル依存症の病理を、どのように理解しているのか。また、その深刻さをどのように受け止めているのか。伺います。</p> <p>経済部とは深刻さの受けとめが違って、専門的知見を伺うことができました。</p> <p>(二) 治療、相談支援の有効性と回復の判断基準について</p> <p>ギャンブル等依存症は、はじめはコントロールできても、徐々に事態が悪化していく深刻な病だというご答弁だったわけですが、このとおりだと思います。道は、この病気に対して、どのような治療・相談支援が有効であって、どのような状況になれば回復したと判断するのか、見解を伺います。</p> <p>これは、治癒ではなく回復状態を継続させることができるということだというふうに思います。また、グループミーティングの治療なんですけれども、発達障がいの場合は、なかなかこれが困難だと治療の対象になかなか得ないんだという、そういう指</p>	<p>【障がい者保健福祉課医療参事】</p> <p>ギャンブル等依存症の病理等についてであります。ギャンブル等依存症は、薬物やアルコール等の依存が物質への依存であるのに対し、ギャンブル等を行うプロセスへの依存であり、アルコール等の依存性物質の過剰・反復使用によって発症する精神活性物質依存症と同様に、ギャンブル等に過剰にのめり込むことによって発症するものであります。</p> <p>また、ギャンブル等にも薬物やアルコールと同様に依存性があり、最初は娯楽で始めたギャンブル等が、やがて自己制御ができなくなり、その結果、重大な社会、家庭問題を引き起こす依存症となる場合があるものと考えております。</p> <p>【障がい者保健福祉課医療参事】</p> <p>回復の判断基準等についてであります。ギャンブル等依存症は、適切な治療やその後の支援により、回復が十分に可能であると言われており、有効な治療法としては、可能な限り早期に介入し、専門医療機関や自助グループ等関連機関へつなぎ、グループミーティングへの参加等により、病状・事態の悪化を防ぎ回復を図ることとされています。</p> <p>また、ギャンブル等依存症からの回復の判断については、自助グループへの参加や家族などの支援を通じて、ギャンブルなしの生活を維持することが回復とされています。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>摘もあります。</p> <p>(三) ギャンブル等依存症による害を受ける人と代償の大きさについて 公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会の代表理事の田中紀子さんという方が衆議院の内閣委員会で、ギャンブル等依存症に苦しむ当事者と家族の支援の難しさについて訴えたことは、食と観光特別委員会でも紹介をまいりました。その中で、家の中で暴れたり、包丁を振り回したり、自殺すると脅したり、重篤な案件に対しては電話相談がたらい回しにされるという現実が起きています。解決の道が閉ざされているような状況です。また、借金に対しては、家族同士で寄付を出し合い何とか対応していると深刻さを訴えたわけですが、これは、共依存といわれる状態で、決して解決ではないわけです。</p> <p>ギャンブル等依存症による害を受ける人は、家族や子ども、友人、雇用者、地域住民であって、ギャンブルの楽しみに対するちょっとした代償としては大きすぎのではないかと考えますが、道の認識を伺います。</p> <p>(四) 道内の有病率や推定患者数と相談支援体制規模について 大変重大な影響を与えるということ、その認識をお答えになったんだというふうに思います。</p> <p>動物実験では、モルヒネや覚せい剤に匹敵する依存性の強さが指摘をされております。カジノのマシンなどでお金をかけ続けることができる反復性によって、依存症に陥ることが証明されており、誰もがなりうる病気だとされております。3日の日の報道によりますと、千歳市の40代の自衛官がギャンブルのお金が欲しくて80代の女性からキャッシュカードを奪おうとするその罪で逮捕されたという事例があったばかりですけれど、誰でもなりうるわけですね。ギャンブルがあふれる日本で、厚労省の有病率3.6%というのは、それを示している数字ではないかというふうに思いますし、もっと高いのではないかと、実際にはそういうふうに思うところです。</p> <p>道は、道内の有病率や推定患者数について、どのように把握・認識し、どの程度の相談、支援体制を取ろうとしているのか伺います。</p> <p>(四) -再 道内の有病率や推定患者数と相談支援体制規模について 専門医療機関の拡充ということなんですけど、今指定されているところは何箇所ありますか。</p> <p>この広い道内でですね、まだ1箇所しかないわけですし、今答弁にもありましたように調査ができていないと、そしてこれは相談してきたり、病院に行き初めてわかるものですから、もっともっと深くて広い被害状況っていいですか、現状があるんだというふうに思うところです。</p>	<p>【精神保健担当課長】 ギャンブル等依存症による影響についてでございますが、ギャンブル等依存症は、ご本人はもとより、そのご家族等の日常生活や社会生活への支障、多重債務や貧困、自殺、犯罪などの重大な社会問題を生じさせるものでありますことから、依存症対策を総合的かつ計画的に推進することにより国民の健全な生活を確保するとともに、安心して暮らすことができる社会の実現を図るためのギャンブル等依存症対策基本法が施行されたところであり、道としましても、ギャンブル等依存症につきましては、同様の認識でございます。</p> <p>【精神保健担当課長】 道内の依存症の状況等についてでございますが、国が平成29年度に実施しました全国調査では、過去1年間の行動に関して、ギャンブル等依存症が疑われる成人の推計値は、0.8%であり、生涯を通じた行動に関しましては、3.6%とされたところでありますが、この推計値は、ギャンブル等依存症が疑われる者についての数値と理解しておりまして、また、都道府県ごとの解析や確立した調査方法はない状況でございます。</p> <p>道では、ギャンブル等依存症を含めた各種の依存症に関し、精神保健福祉センターや保健所において、医師や保健師などがご本人やご家族からの相談に対応していますとともに、状況に応じまして訪問による個別支援や専門医療機関への紹介を行っております。</p> <p>また、ギャンブル等依存症専門医療機関の指定を行いますとともに、治療拠点機関による医療従事者を対象とした研修会を実施し、専門医療機関の拡充に努めるなどしております。</p> <p>【精神保健担当課長】 今現在は、1箇所となっております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(五) 治療・相談支援に結びつく難しさについて ギャンブル依存症に対して非常に誤解があり ます。この病気になる人は「だらしのない人」だとか、 「家庭や生育環境に問題がある」ですとか、「ベースに 精神疾患等がある」と、こうした誤った認識の下で、 適切な支援につながらない方がほとんどなん ですね。家族の中にも「恥ずかしい」とか、「知り 合いに知られたら困る」とか、「相談しても解決し ない」など、相談窓口があっても利用に至らないと いうのが深刻な問題なんです。「否認の病」と言わ れてまして、自分では「自分は異常ではない」と、 「借金は1回勝てばチャラにできるんだ」と、「止 めようと思えばいつでもやめられるん」だという本 人の病識がないという特徴をもっておりまして、治 療に結びつけられない問題があります。相談にたど り着くのは、家族や配偶者が本当に借金の肩代わり など、深刻な問題がおきて散々犠牲になって、どう しようもなくなってからがほとんどなんですね。早 期介入・回復が困難と考えるわけですが、道の 見解はいかがでしょうか。</p>	<p>【障がい者保健福祉課医療参事】 特に相談支援についてであります、ギャンブル 等依存症は、早期に介入し支援・治療を始めること が望ましいものの、ご本人やご家族などからの相談 により支援が開始されることから、ギャンブル等依 存症が疾病であるという正しい認識を広め、相談に つなげていくことが求められており、適切な治療 により、回復が図られるものであります。 こうしたことから、道では、精神保健福祉センタ ーや保健所において、住民向けフォーラムの実施や ホームページによる周知、リーフレットの配布を行 うなどして依存症に関する知識の普及啓発に努めて おり、今後も、こうした取組を通じて、道民の関心 と正しい理解を深め、早期の相談対応につなげるよ う努めてまいります。</p>
<p>(六) 重篤なケースへの対応について 早期介入が必要で早期の相談体制に努めるという ことですが、重篤な場合、専門的な機関による支援 が必要ですが、そういうところが道内には一箇所し かないと、相談支援体制では追い付かないと考える が、どのように対応されるのか。</p>	<p>【精神保健担当課長】 重篤なケースの対応についてでございますが、精 神保健福祉センターや保健所においてギャンブル等 依存症の相談対応を行う中で、専門医療機関への受 診勧奨や自助グループへの参加勧奨、市町村や福祉 事務所等と情報共有するなど、相談者の状況に応じ まして、相談窓口での対応に止まることなく、適切 な関係機関へつなぐ対応も行っております。 道といたしましては、早期介入により重篤なケ ースとならないよう、潜在的な依存症の方々に対 応する機会があります保健所や市町村職員、民生委員 などを対象にギャンブル等依存症の特性を踏まえた 支援に関する研修を実施しており、今後とも、こ うした研修などを通じまして、依存症の問題を抱 える方々の早期発見、早期介入が図られるよう努 めてまいります。</p>
<p>(七) 当事者の声について しかし、そうは言っても、それが非常に難しいわ けですよ。それでギャンブル等依存症に対して、 有効な薬物治療というのは確立をされておられ ません。自殺による死か、犯罪による社会的死か、 自助グループなどで一生治療を続ける回復への 道、この3つしかないという専門家による指摘とい うのは、深刻さを物語っているというふうに考 えるところです。 そこで、札幌市内で先日行われました「ギャン ブル依存症を考える集い」には、会場を埋め尽 くす参加者が集まっておられたようです。ご家 族からはどうすればパチンコをやめさせられ るかという声などがあり、債務整理に携わ っている弁護士や、家族会の支援や、当事 者の支援に取り組む方、そしてまた当事 者など、多くの参加者から、切実な声と実態</p>	<p>【精神保健担当課長】 関係者のご意見などについてでございますが、 道では、これまでギャンブル等依存症を含めた 各種の依存症に関し、精神保健福祉センター や保健所において、医師や保健師などがご本 人やご家族からの相談に対応してまいりま すとともに、精神保健福祉センターで、定 期的に開催しておりますグループミーティ ングにおいて、当事者の体験をお聞きする ほか、当事者団体が開催するフォーラムや 市民団体、民間団体が開催する講演会や セミナーに参加しまして、ご本人やご家 族の体験などを把握しており、今後とも、 こうした取組を継続してまいりたいと思 っております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>が発言をされたというふうに聞いております。</p> <p>道は、こうした当事者の声というのを聞いていく必要があるのではないかと思いますし、そうしたお考えがあるのかどうか伺いたいというふうに思います。</p> <p>(八) 依存症調査の必要性について</p> <p>保健福祉部の分野では、しっかりと対応したいというそういうことだと思いますし、病気の深刻さも十分認識をされているのだと思いますが、このギャンブル依存症を増やそうとしている、カジノを作ろうとしている方々には、そうしたことが、全く認識がされていないんじゃないかというふうに思うわけです。11月26日の「食と観光特別委員会」において、実態把握については、「的確に把握できる手法などについて検討し、調査に向けて取組を進める」という答弁があったわけですが、調査をすとはっきりはおっしゃいませんし、まさに調査をするのは保健福祉部だと思うわけですが、ギャンブル等依存症対策を進める上では、この依存症の患者数はもとより、依存症による借金額や自己破産に至った件数、それから依存症を要因とする自殺件数、ギャンブルを起因とする犯罪件数についても把握をしていく必要があると考えるが、これらの実態については把握をされているのか。</p> <p>また、把握できていないのであれば、これらの深刻な依存症の道内の実態について、調査をすべきではないかと考えますけども、いかがでしょうか。</p> <p>(八) 一再 依存症調査の必要性について</p> <p>その中ではですね、今、私が指摘をした問題についてもですね、把握をしていくという立場に立たれるのかどうかお聞きをしておきたいというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。</p> <p>社会的影響が非常に大きいですし、行動自体が問題になることが多いので、各分野に渡ってその影響が表出されていくんだというふうに思います。ですから、国も把握するため手法をですね、まだ出しあぐねているような状況ですから、道として独自にということ難しいのかもしれませんが、あらゆるそうした相談に乗っている団体や関係機関もありますので、そうしたところからの協力を得るなど、頑張ってくださいと思います。</p>	<p>【障がい者支援担当局長】</p> <p>実態の把握についてでございますが、道では、精神保健福祉センターなどで、ギャンブル等依存症に関する相談対応を行っており、多重債務などの個々の相談事例は承知しておりますが、道内のギャンブル等依存症患者の総数などの把握は困難であり、依存症患者の自己破産や自殺に至った件数の把握はできないところでございます。</p> <p>なお、犯罪件数については、道警察の犯罪統計書によると、全道で、平成29年に刑法犯総数11,743件のうち、犯行の動機が「ぱちんこ依存」「ギャンブル依存」として検挙された件数は、あわせて113件であり、その割合は約1%となっているところでございます。</p> <p>また、ギャンブル等依存症の実態については、ご本人やご家族からの相談などにより初めて顕在化するものであり、その把握は難しいところでございますが、道といたしましては、現在行われている国の実態把握に関する調査研究の動向等を注視するとともに、今後、有識者や専門機関からの助言をいただきながら、実態把握の手法等について、検討してまいります。</p> <p>【障がい者支援担当局長】</p> <p>道といたしましては、国において、今、実態把握に関する調査研究などを行っているところでございますので、その動向を注視しますとともに、今後、有識者や専門機関からの助言をいただきながら、実態把握の手法等について、検討してまいりたいと思います。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(九) ギャンブル等依存症への影響について</p> <p>知事は、カジノを含むIRを誘致するために、苫小牧市を優先候補地として、国の推移を見ながら対策をとっていくというふうに答弁もされております。カジノは、これまで法で禁じられてきた賭博行為でありまして、このカジノの設置によって、私は、ギャンブル等依存症の問題を抱える方々が増加すると思えるところです。当然、そうなるわけですよね。保健福祉部としては、どのように認識をされているのか伺いたいと思います。</p> <p>保健福祉部としての対応が示された訳ですけれども、知事は、それに反して、この発生予防に反して、カジノを誘致をするという方向で検討を進めている訳です。カジノだけじゃないんですけど、ギャンブルに接しないということが、最も有効な発生予防ですよね。そして、それと真っ向から反対、真っ向から反するような政策が今、知事のもとでとられようとしていますので、知事にも直接伺いたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願いいたしますので、私の質問を終わります。</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>ギャンブル等依存症対策についてであります。ギャンブル等依存症対策基本法では、国や地方公共団体、関係事業者等の責務が規定をされておまして、医療提供体制の整備や相談支援、民間団体の活動に対する支援や連携協力体制の整備など国や地方公共団体が行う基本的な施策についても示されているところでございます。</p> <p>現在、IRの誘致に関し検討が進められているところでございますが、現に、道内にギャンブル等依存症に悩む方々がいる状況を踏まえ、当部といたしましては、この基本法に基づき、国や市町村、関係団体と連携を図りながら、ギャンブル等依存症対策に総合的かつ計画的に取り組み、発生予防から再発予防に至る支援に努めていく考えでございます。</p>